## ○土壤汚染対策法施行令(平成14年政令第336号)(抄)

## (特定有害物質)

- **第一条** 土壌汚染対策法 (以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。
  - 一 カドミウム及びその化合物
  - 二 六価クロム化合物
  - 三 二一クロロー四・六一ビス (エチルアミノ) ・三・五一トリアジン (別名シマジン又はCAT)
  - 四 シアン化合物
  - **五** N・N―ジエチルチオカルバミン酸 S―四―クロロベンジル (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
  - 六 四塩化炭素
  - 七 一・二一ジクロロエタン
  - 八 一・一一ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)
  - 九 シス―一・二―ジクロロエチレン
  - 十 一・三一ジクロロプロペン (別名D-D)
  - 十一 ジクロロメタン (別名塩化メチレン)
  - 十二 水銀及びその化合物
  - 十三 セレン及びその化合物
  - 十四 テトラクロロエチレン
  - 十五 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)
  - 十六 一・一・一ートリクロロエタン
  - 十七 一・一・二一トリクロロエタン
  - 十八 トリクロロエチレン
  - 十九 鉛及びその化合物
  - 二十 砒素及びその化合物
  - 二十一 ふっ素及びその化合物
  - 二十二 ベンゼン
  - 二十三 ほう素及びその化合物
  - 二十四 ポリ塩化ビフェニル (別名PCB)
  - 二十五 有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)

## 第二条~第八条 (略)